

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 健康福祉政策課	
許 認 可 等 名	社会福祉法人の解散の認可又は認定	
根 拠 法 令	社会福祉法	
根 拠 条 項	第46条第2項	
連 絡 先	(電話 621-5563)	
審 査 基 準	基 準	社会福祉法 第46条第2項 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。
	参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第46条第1項 ・社会福祉法施行規則第5条第1項及び第2項
	設 定 等 年 月 日	令和3年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	未設定 過去に申請がなく、また将来に発生しても事案によるため、あらかじめ処理期間を設置することは困難である。
	設 定 等 年 月 日	令和3年4月1日設定 (令和 年 月 日最終変更)